



2019年度

政務活動費支出伝票 (一般)

会派名 民報社

伝票番号 65

代表者	経理責任者	支出年月日	区 分	
		2019年11月5日	調査研究費・研修費・ <u>広報広聴費</u> ・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費	
支払先			支払金額	
日本郵便株式会社			¥11,760	
摘要 (品名)		数量	単価	金額
小(株)政二、150号郵便代		140	¥84	¥11760

領収書等は、領収書等貼付欄もしくは別紙に貼付のこと (重ならないよう留意)

【領収書等貼付欄】

領収書

民生福祉社会派福島春二様

150号 郵送代 以

[別納引受]

第一種定形 15.0g
@84 140通 ¥11,760

小計 ¥11,760

郵便物引受合計通数 140通
課税計 (10%) ¥11,760
(内消費税等 ¥1,069)
非課税計 ¥0

合計 ¥11,760
お預り金額 ¥12,000
おつり ¥240



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2019年11月5日 15:33
担当：[REDACTED]
発行No. 191105A8022 端N50箱01
連絡先：函館時任郵便局
TEL:0138-53-4709

郵便局からのお知らせ

**2019年10月1日(火)から
郵便料金などが変わりました。**

消費税率の改定に伴い、郵便料金などを
変更させていただきました。
詳しくは、日本郵便株式会社Webサイトを
ご覧いただくか、お近くの郵便局にお尋ねください。



郵便 [REDACTED]

参考様式第1号

2019年度 政務活動費支出伝票（一般）

会派名 民主・市民ネット

伝票NO. 66

代表者	経理責任者	支払年月日	区 分		
		元年11月6日	調査研究費・研修費・広報広聴費・会議費 資料作成費・資料購入費 事務費		
支払先		支払金額			
富士ゼロックス北海道株式会社		20517			
摘要（品名）		数量	単価	金額	
コピー使用料 (2019.9)				20517	

領収書貼付欄（重ならないように貼付のこと）

函館市議会 民主・市民ネット

様

請求書

発行日：2019年10月02日
請求書番号：791001-0086746

今回ご請求額 **20,517円**

富士ゼロックス北海道株式会社

毎度お引立を賜りありがとうございます。上記のとおりご請求申し上げます。
ご請求内容のお問い合わせ、ご請求の住所、部署名、届け日の変更の際は、下記にご連絡をお願いいたします。

お問合せ番号： [] 電話：0120-069-860

お支払約束日	2019年11月06日
お支払方法	口座振替(SMBCファイナンス)
金融機関名	[]
本・支店名	[]
預金種目/口座番号	[]
指定口座名	上記、お支払約束日に口座より引落しさせていただきます。

料金項目 / 品名	期間 / 送品NO	枚数/数量	単価	小計(円)	合計(円)
1 トータルサービス料金	2019/09/01-2019/09/30				18998
2 黒モード	1カウント以上	1568	2.50	3920	
3 フルカラー	1カウント以上	1077	14.00	15078	
4 ご使用合計		2645			
6 【代金/料金合計】					18998
7 【消費税および地方消費税(8%)】					1519
8 【今回ご請求額】					20517
※ご利用機種/機械番号: DocuCentre-VI C2271 PFS 175686					
11 (今回) (前回) (テスト) (ミス)	2019/09/01-2019/09/30				
12 1 (22565) (20981) (0) (16)					
13 2 () () () ()					
14 3 (11905) (10817) (0) (11)					
15					
16					
17					
18					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					

11300 00108 00H [] 30 1010 0C9
A-047124 0000 [] 510 1NK 0000 12201020

3 1 備考:

参考様式第1号

2019年度 政務活動費支出伝票 (一般)

会派名 民主・市民ネット

伝票NO. 67

代表者	経理責任者	支払年月日	区 分		
		元年11月6日	調査研究費・研修費・ <u>広報広聴費</u> ・会議費 資料作成費・資料購入費・事務費		
支払先			支払金額		
(有)三和印刷			¥2,225		
摘要 (品名)		数量	単価	金額	
中政ニース NO 150号 EPR用紙		1	¥2,225	¥2,225	

領収書貼付欄 (重ならないように貼付のこと)

領 収 証		R No. 05216
社 長 御 手 紙		
中政議員 福島 様		
令和 元年 月 日		
金額	¥ 2,225	但 カタログ No 905印刷代
(内消費税)		
上記の金額正に領収致しました。		
入金種別		係印
現金		
小切手		
振込		
相殺		
手形	年 月 日	
(注) 金額の訂正及び社印、係印なきものは無効でございます。		
株式会社 三和印刷		北海道函館市海岸町8番11号 TEL (0138)45-0845(代) FAX (0138)43-3594

民主・市民ネット 市議会議員

ふくしま 恭二

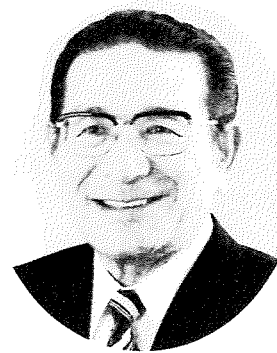
市政ニュース 発行責任者 福島 恭二
発行 2019年10月30日 No.150 季刊



市民と共に歩む
市政実現へ

九月議会

市長の重点政策実施で補助金新設
一人親雇用の事業者に国の補助金に上乗せ
西部地区再整備で「まちぐらしセンター」を設置



月から始まる保育無償化関係経費などに、十二億二、九二一万円を追加し、特別委員会を設置して案件毎に審議、決算は認定され、令和元年度一般会計は総額で一、三八億九、二三八万円となりました。

令和元年第三回定例議会は、九月二日開会し、会期を九月十八日までの十七日間と決め、平成三十年年度一般会計決算と令和元年度補正予算案を含む議案十七件が提案され審議しました。

一般会計決算と補正予算は、十

主な補正予算案は、市内の一人親家庭の父母らを新たに雇用了した事業者を対象に、「一人親家庭等雇用促進補助金」を新設し、国の助成金に上乗せし一年で最大、九〇万円が支給される制度です。

国の助成金は、中小企業の場合、

一人親雇用補助上乗せ

函館市 事業者対象に新施策

函館市は、市内の一人親

家庭の父母らを新たに雇用了した事業者を対象に「ひとり親家庭等雇用促進補助金」を新設した。国の助成金に上乗せし、一年で最大

市雇用労政課によると、子育てとの両立への懸念から、一人親の雇用をためらう企業もあるという。一方で、多くの事業者が人手不

(道新より)

雇用してから一年間に六〇万円（短時間労働者）が支給され、市の補助金で三〇万円（同一〇万円）を上乗せし六カ月ごとに半額ずつ支給で、対象

市の西部地区再整備事業は、西部地区ならではの「まちぐらし」の実現を理念に町会の活性化など、三つのプロジェクトを展開するもので、土地利用や、まちぐらしに関する情報を収集し市民と企業などとの共有を進める。同時に、西部地区への居住希望のある市民や市外居住者を対象とした相談窓口も開設。（次ページへ続く）

9月議会



令和元年
第3回

議会25年ぶり、「兼業禁止」無視で辞職勧告決議
市政クラブ、公明党、民主・市民ネット(定数27名中)20人が賛成
市議会会議規則第13条第1項の規定による

工藤篤議員に対する辞職勧告決議

今般、議会運営委員会の調査を通じ、工藤篤議員が平成26年度から平成30年度まで、市からの委託業務を受託していた団体の役員に就任し、地方自治法第92条の2に規定する「議員の兼業禁止」に抵触していたほか、平成27年5月の改選の際には公職選挙法第104条に規定する「議員の当選人の失格」に該当していたことが明らかとなった。

今回の調査の過程において、工藤篤議員は「当該団体は営利を目的としないスポーツ団体であり、役職に就くことが兼業禁止に該当するとの認識はなかった。」旨の発言をしているが、その認識が不足したまま役職についていたことは、市民の負託を受け公職にある市議会議員としての自覚や資質に欠けていたものと受け止められる。

仮に、当初は兼業禁止に該当するとの認識がなかったことを考慮するとしても、議会運営委員会の調査に際して、「実務は理事長を中心に行っており、会長である自分は細部にわたって承知していない。」「企業会計を基準とした考え方をスポーツ団体に適用するのは無理がある。」、さらには「函館市ラグビーフットボール協会は、規約に多数決の原理を謳っていないことから、権利能力なき社団としての実態を備えず、法に規定する法人に該当しない。」と、協会の民主的な運営を否定するような発言を行ってまで、独自の解釈に基づき身の潔白を主張することに終始し、法に抵触していたとの認識は持っていないようであった。

さらには、「法の趣旨から乖離した非難合戦は、議会に対する住民の信頼を失うことに留意すべきであろう。」との識者の解説を引用し、今回の調査があたかも法の趣旨から乖離した自らへの非難であるかのような印象を与えようとする様は、非常に挑戦的な態度であった。

工藤篤議員は平成23年の初当選時には既に協会の理事を務めていたことが判明しており、2期8年にわたり兼業禁止に抵触したまま議員を続けてきたことになるが、この事実が発覚次第、直ちに議員失職を免れない状況にあったものである。また、現在兼業禁止に抵触する状態が解消されているのは、教育委員会が、工藤篤議員が兼業禁止規定に抵触する可能性があることに気付き、委託契約を結ばないこととしたことから過ぎず、それがなければ現在まで兼業禁止規定に抵触する状態が続いていたと考えられる。現在は兼業禁止規定に抵触する状態は解消しており、法的に責任を問える状況にはないが、この間の道義的責任は免れることはできないところである。これらの事実は、市民の信頼を大きく揺るがし、函館市議会の権威と品位を著しく失墜させたと言わざるを得ない。

よって工藤篤議員はこれを重く受け止め、速やかに議員の職を辞することを強く勧告する。

以上、決議する。

令和元年9月12日

函館市議会

兼業問題

工藤篤氏に辞職勧告

函館市議会
決議案可決

本人は議員継続意向

函館市議の工藤篤氏(69)が地方自治法に定める議員の兼業禁止に抵触していた問題をめぐり、市議会は12日の本会議

賛成多数で可決した。決議に法的拘束力はなく、工藤氏は議員を続投する意向を報道陣に明らかにした。市議会での辞職勧告決議

ネット、公明党の3会派が提出した。金沢浩幸氏(市政クラブ)が「役職に就くことが『兼業禁止に該当するとの認識はなかった』と

席し、工藤氏と工藤恵美議長を除いて行い、賛成20人、反対4人で可決した。工藤氏は、取材に対し認識不足を反省し「協会の主要業務は、グラウンドの維持管理ではなく競技の健全な発展と普及。市教委の委託料だけで芝管理の経費は賄えず、ボランティア作業がほとんどだった。法律は理解するが、スポーツ団体

(函新より)

工藤篤氏に辞職勧告決議

道義的責任を重視

「市議の自覚に欠けていた」

地方自治法の兼業禁止規定に過去に抵触していたとして、函館市議会が12日の本会議で工藤篤氏(市民クラブ)に対する辞職勧告決議

3会派の20人が提出した。工藤氏本人と議長を除く市議会議員25人で採決し、3会派の20人が賛成、共産党と市民クラブの計4人が反

(道新より)

コンテ日吉「函館みらい会」民事再生法の適用申請 負債総額約十六億円事業は継続 社会福祉法人「創生会」(福岡市本社)が支援

市長の公約である「地域包括ケアシステム」の構築として、国の「生涯活躍のまち」構想(CCR C)のモデル事業として認定された事業だけに倒産だけはさげたい思いで見守ってきました。

この度、前副市長が「みらい会の理事長」に就任したこともあり、事業の継続を前提に支援者を求めた所、福岡市に本社がある社会福祉法人「創生会」の支援を受け事業継続をすることとなった。創生会は市内に9カ所の介護老人施設を運営している法人であり、

市は入居者と職員の雇用を守ることで合意したものです。

現在入居者、定員100名に対し68人が入居中で、職員は正規とパートを含め66人が勤務している。

今後、新法人と共に介護職員の人材確保にも期待でき、あと3人の入居者を入所させることができると見込んでいます。

しかし、法的人員は確保しても、入所者の安全性などを保つには、基準以上の職員が必要であり、今

「コンテ日吉の「函館みらい会」事業継続 再建にはなお課題 介護職員の確保が鍵に

介護職員の確保が鍵に

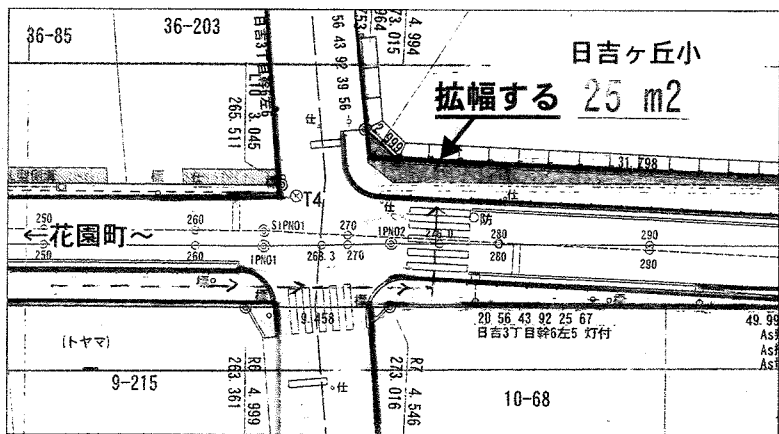
「函館日吉コミュニティ」日時点の雇用は維持され
エリア(コンテ日吉)で
特別養護老人ホーム(特養)市幹部は「スポンサーが
を運営する社会福祉法人 見つかったのは大きい。心
「函館みらい会」が函館地配される入所者、職員の生
テ日吉の特養も法的な基準

(道新より)

後、人材確保がで
大きな課
題であり、
市として
も可能な
限りの支
援が必要
と思いま
す。

日吉ヶ丘小学校前、日吉3-11号線 整備延長に着手

日吉ヶ丘小学校前、道路日吉3-11号線の整備は、花園町交差点から小学校校庭横までの計画で、現在、小学校に至る歩道が北側になるが、横断した所の歩道が狭いため学校用地を活用し拡幅するため協議していますので少し遅れています。児童や市民の安全を考え、着実に整備を進めることになっています。今後は、入口(花園町側)の拡幅も実施します。



編集後記

紅葉の候、皆様には益々ご健康で清栄のことと拝察し心から、お喜び申し上げます。

函館市はブランド総合研究所の二〇一八年「市町村魅力度ランキング」で100都市中、1位の評価を受けたが、日本総合研究所のまとめでは、「中核市の幸福度ランキング」では全45市中、42位となっており両極端な結果となっている。魅力度は観光分野だが、幸福度は市民生活の指標と考えると、議員としても考えなければと思うこの頃です。

九月議会は、議会の権威を守るために、「法に抵触している」と断定した事件に対し毅然とした対応をすべく、25年ぶりに議員を辞職すべきとした「辞職勧告決議」を可決しました。

法は、利益を得る目的でなくとも公平・公正な行政執行に疑問が待たれる兼業禁止は、議員であれば知らなければならぬ初歩的問題です。調査には消極的で団体の決算資料の提出に抵抗し、また、知らせてくれない市が悪いと他人のせいにして、反省は全くしていない対応でした。

改めて、市民の声を聞き、生かす行政をめざさなければと思えます。皆様方のご自愛を祈ります。